

令和7年

足立区選挙管理委員会
第9回定例会会議要録

- 1) 開会年月日 令和7年5月1日(木)
- 2) 会議時間 午前10時00分～午前10時30分
- 3) 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 4) 出席委員 委 員 長 新 井 英 生
職 務 代 理 者 針 谷 幹 夫
委 員 古 野 香 織
委 員 芦 川 武 雄
- 5) 事務局職員 事 務 局 長 依 田 保
管 理 係 長 伊 藤 寛 之
選 挙 係 長 松 田 直 剛
システム標準化
担 当 係 長 高 城 直 人
管 理 係 主 査 下 山 洋 史
選 挙 係 主 査 阿 部 雅 弘
- 6) 傍 聴 者 0名

7) 会議要録

- 委員長 ただ今から、第9回選挙管理委員会定例会を開催いたします。まず初めに第18号議案『在外選挙人名簿の抹消および登録について』事務局よりご説明をお願いします。
- 事務局長 第18号議案『在外選挙人名簿の抹消および登録について』説明。
- 委員長 このことについて、何か質問はありますか。
- 全委員 ありません。
- 委員長 採決いたします。第18号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は挙手をお願いいたします。
- 全委員 (全員挙手)
- 委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、第19号議案『初投票記念証の作成と取り扱いについて』説明をお願いします。
- 事務局長 第19号議案『初投票記念証の作成と取り扱いについて』説明。
- 委員長 このことについて、何か質問はありますか。
- 古野委員 質問と要望が1点あります。質問ですが、デザインの裏面の表示が変わったように思います。以前、18歳からの立ち合い人の案内を入れていただいていたかと思いますが、記載が無くなり今回の内容になっている背景と、もしスペースがあるなら以前のとおり18歳からの立ち合い人をアナウンスしていただくのはどうでしょうか。
- 要望ですが、投票所の運用方法の表示物の部分で、テキストだけだと啓発につながらず、手に取りたいという気持ちを喚起できないかと思います。こういったデザインのものがあることを示す表示物を作成いただけると良いかと思います。
- 事務局長 前回の委員会で、表面の説明書きを入れた方が良いのではないかというご意見をいただいたので、そちらを反映させていただきました。また、投票所での掲示物については、古野委員のご発言内容で検討させていただきます。
- 古野委員 裏面の所で、前回提示いただいたデザインでは、18歳からの投票立会人の啓発が入っていたかと思うのですが、認識が異なりましてでしょうか。

選挙係長 古野委員のおっしゃるとおりデザインにつきましては、前回の定例会で18歳の投票立会人の募集を入れたものと、千住400周年記念の写真を使ったものと、2種類ご提示させていただきました。議論いただいた結果、千住400周年記念の写真を使った裏面で進めさせていただこうと考えておりました。

古野委員 18歳からの投票立会人のアナウンスも入れられたら良いかと思いますが、紙面の関係で難しいでしょうか。

事務局長 今回は千住宿400周年とのこともありますし、前回の定例会で表面に何を示されているのか分かるようにとのご指摘のとおり説明書きを入れさせていただきました。裏面では紙面にも限りがありますので、今回はこれで進めてさせて頂きたいと思います。

古野委員 分かりました。

職務代理者 前回の議論の中で、初投票は18歳に限らないという話もあったように思い、それを受けて18歳という文言を削ったのかと思ったのですが、そのような意図はありますか。

事務局長 初投票が18歳だけではないというのはその通りだと思っています。先ほど冒頭でご説明しましたが、希望する方にはお渡ししようと思っております。ですので、18歳、20歳、25歳といった確認はせず、初投票ですと言われれば、差し上げるということで、今のところ予定しています。

職務代理者 18歳でないともらえないと思って遠慮してしまう人がいるのではと考え削除したのではないのですか。

事務局長 大変恐縮ですが、そこまでの意図には至らず、前回の委員会で、表面に何が書かれているのか記した方が良いというご意見と、18歳でなくても20歳でなくても受け取れるような形にしたらどうかという点を考慮させていただき、作成させていただいたところでございます。

委員長 確認ですが、初投票ではないけれど「ください」という人にも渡すとの理解でよろしいでしょうか。

事務局長 はい、そのようなケースでもお渡しさせていただこうと思っています。運用としては初投票かどうかの確認はしない想定です。

委員長 分かりました。その他に質問はありますか。

全委員 ありません。

委員長 それでは、議案について原案のとおり、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 挙手総員により、本議案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、第20号議案『投票箱の送致が遅れた場合における開票について』説明をお願いします。

事務局長 第20号議案『投票箱の送致が遅れた場合における開票について』説明。

委員長 このことについて、何か質問はありますか。

職務代理者 この件について、議案にしてもらったことは大変良い事かと思えます。今後もこういった重要な決定をする際には、このように議決した方が良いと思えます。ただ、少し気になるのは、変更前と変更後の具体的な内容で、「遅着を許容する投票所は1から2投票所までとする」と言っていて、項目4で「遅らせるところは3箱」というふうに数が誤解を招くような表現になるような気がします。例えば、これを一致させると、例えば「遅着を許容するのは3投票所まで」というふうにすれば、誤解はしないのかなという気がしました。

事務局長 項目2についてご説明します。今回77投票所ございますので、そのうち10個も15個も遅れているのに開票させてしまいますと、全く分からなくなってしまう。遅れている投票所が1個か2個なら開けても混乱しないだろうというところで、これまでの経験も含めて、1個か2個なら大丈夫だろうというところが項目2のご説明でございます。

項目4のご説明としては、76箱届いていて1つ遅れていますとした時に、76箱全部開けてしまうと、最後から来たところが、どの投票所でどのテーブルに入ったか分かってしまいます。

投票の秘密がございますので、できれば3箱残して4箱で後から開けるような形を取りたいというところで考えております。それは東京都の事務処理手引きでも「遅着した投票箱に投じた選挙人の投票の秘密を守ることに十分配慮しておく」と「他の投票箱を複数の投票区の投票と混同できるように」というこの部分の運用で、3箱残して遅れてきた投票箱を混ぜて4箱か5箱にして、開披台の方に流し込むという体制を取りたいと考えております。

職務代理者 では、誤解を招かないよう「いくつか」という風にした方が良いと思いますがいかがでしょうか。

事務局長 かしこまりました。では、箱数は「いくつか」に修正させていただきます。東京都の手引きにも「いくつかの投票箱は開票せずに」と書いてございます。表記は「いくつか」に修正をさせていただきます、お認めいただければと思っております。

職務代理者 よろしく申し上げます。

委員長 他にご質問ありますでしょうか。

古野委員 過去3回の遅着は、いずれも2投票所以内に収まっているのでしょうか。

事務局長 私の記憶が正しければですが、毎回遅れているのは本当に1つか2つでございます。理由といたしましては、「投票人が8時ギリギリに入ってきて、なかなか投票していただけて投票録のまとめが遅れた」とか、お恥ずかしい話ですが、投票箱を降ろし忘れたとか、いくつかの理由があります。8時50分開始予定で、それよりも大きく遅れていた時でも、1投票所もしくは2投票所ということだと理解しております。

古野委員 ありがとうございます。この変更にあたって、考えられるリスクやそういったものはありますか。

事務局長 手続き論につきましては、東京都の選挙管理委員会からは、このやり方をしても良いという確認は取れています。ただ、実際に実務に入る時にどういう手続きが必要なのか、これから精査しないといけないのですが、一番の懸念が、初めてのことなので、遅れてくる投票所の分をどういう体制で受け入れて、開票に混ぜ込んでいくかという辺りをこれから精査していきたいと思います。うまく開票に混ぜることができれば、そこから先は通常運用なので何ら問題はなく、受け入れから混ぜるまでのステップで何かトラブルが起きなければ全く問題ないと思っています。

古野委員 ありがとうございます。実務上のそういったリスクをなるべく減らせるような運用にしていいただければと思います。

職務代理者 古野委員のおっしゃったことの関係で言うと、前の選挙管理委員会の時に、投票箱をタクシーの座席に置き忘れたということがありました。これは、ありえないような事例が起きたので、今回新たな運用にあたって、事故が起こらないようシュミレーションをする、こういう対応をするのは良いと思います。また、都選管のことで言うと、事務処理の手引きの内容と

一致している方が後で揉めないと思います。そういう点は一致させておいた方が、良いかと思いますし、それを委員会で議決するという意味でも、本当に慎重にやってもらいたいと思っています。

事務局長 ご発言のとおり、投票箱の置き忘れはあってはならないことですので、現在の運用のところで、投票箱が開票所に車が着いた時に、枠の中に投票箱を置いていただいております。例えば、都議選ですと枠を1つ作って、投票所の職員が置かないと開票所の職員が持っていかないようにしております。衆議院ですと3箱ありますので、車1台に対して枠を3つ作って、この枠の中に投票所の職員は3つ置いて、3つ揃わなければ開票所の職員は持っていかないルールにしました。このような形で、再発しない体制を取らせていただいております。

職務代理者 以前のおろし忘れはそういった対策がなかったので起こったということですね。ルールの継続をお願いします。

事務局長 以前ですと投票箱が複数になった時に、車を2台手配して別々に乗せてしまっていたケースもあります。ですので、投票所から開票所に運搬する際に、どういう体制で運搬するのか、きちんと決められてなかったので、今は原則ワゴン車1台、ワゴンタクシーに全部乗せております。そこで、もし2台になる場合は、2台目の方には積まないよう指示をしております。

職務代理者 そこまで説明いただくとよくわかります。再発防止のほどお願いいたします。

事務局長 かしこまりました。

委員長 その他に質疑はありますでしょうか。

委員長 採決いたします。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 挙手総員により、本議案は原案の通り可決いたしました。第21号議案、『指定病院等における不在者投票の外部立ち合い候補者名簿登録について』説明をお願いします。

事務局長 第21号議案『指定病院等における不在者投票の外部立ち合い候補者名簿登録について』説明。

委員長 このことについて、何か質問はありますか。

職務代理者 指定病院等という点で、病院と老人ホームだけとなっていますが、最近の要介護者の施設というのは、必ずしも老人ホームと病院だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅であるとか、その他様々なグループホームなどもあるかと思えます。グループホームは小さいからできないかもしれませんが、サービス付き高齢者向け住宅は結構大きい部分もあり、そういったところは法の規定がないことから、不在者投票を実施するということは法律上できないということでしょうか。

システム標準
化担当係長 指定施設の指定ですが、東京都の指定施設を取り決めるにあたっての執行規定がございます。概ねですが、施設にあるベッド数が30から50ほどのものが確保されているところが、その要件に当たってくるという内容です。ですので、サービス付き高齢者向け住宅の施設の規模がそれぐらいの規模に満たすのであれば、認定されることはあり得ます。実際に7ページでございます、指定施設一覧のNo.56から63までにある施設に関しては、サービス付き高齢者住宅となっており、こちらも認定の対象になっております。

職務代理者 分かりました。

委員長 他に質問はありますか。無いようですので、採決いたします。本案について賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

委員長 挙手総員により、本議案は原案の通り可決いたしました。続きまして、報告第14号『会議等の日程について』ご説明をお願いします。

事務局長 報告第14号『会議等の日程について』説明

委員長 このことについては何か質問はありますか。

芦川委員 街頭啓発は、1つの場所に委員が1名参加するとの理解でよろしいでしょうか。

事務局長 事務局の希望といたしましては、参加者の中に推進委員の方々もおみえになりますので、分散していただけますと幸いです。各委員のご希望もあると思えますので、そちらについてはご希望を伺い、調整が必要であればご相談させていただきたいと思っております。

芦川委員 では、定例会の後でご相談させていただきますので、お願いします。

委員長 他にご質問などありますでしょうか。

全委員 ありません。

委員長 それでは以上を持ちまして、第9回選挙管理委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

終了時刻 午前10時30分